

岩手県告示第556号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
阿部歯科医院	大船渡市大船渡町字新田38番地1	平成23年3月11日
奥州市国民健康保険小児夜間診療所	奥州市水沢区字多賀21番地1	平成27年3月31日
オレンジ薬局金ヶ崎店	胆沢郡金ヶ崎町西根鍵水180番地5	”
こくまち薬局	遠野市穀町14番9号	平成27年4月20日
山田中央薬局	下閉伊郡山田町八幡町4番8号	平成27年5月10日
千葉内科医院	一関市東山町長坂字町43番地	平成27年5月23日